

「はもみんナンバープレート」に 新しい仲間が登場!!

照会先 税務課庶務諸税係 ☎23 - 8874

関市が導入しているご当地ナンバープレート「はもみんナンバープレート」に、新しく小型特殊自動車（緑色）とミニカー（水色）用のプレート（標識）を12月3日（月）から導入します。従来の標識から新標識へも交換できます。（希望ナンバーは受け付けていませんので、ご了承ください）



種別 ミニカー（水色ナンバー）

文字 M

NEW
はもみん
ナンバー
プレート



種別 小型特殊自動車（緑色ナンバー）

文字 K

区分	小型特殊自動車	
	農耕作業用自動車	農耕作業用以外
車両	トラクタ、コンバイン、 田植機、薬剤散布車 （乗用装置のあるもの）	フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロータリ除雪自動車、ターレット式構内運搬自動車など
規格	大きさ：制限なし 排気量：制限なし 最高速度：35km/h未満	大きさ：長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m（全て以下） 排気量：制限なし 最高速度：15km/h以下
税額	1,600円	4,700円

小型特殊自動車（農耕作業用自動車など）
を所有する皆さんへ

小型特殊自動車とは、フォークリフト・ショベルローダなどの特殊自動車と乗用装置のあるトラクタ・コンバインなどの農



耕作業用自動車の2種類に分かれます。公道走行をせずに工場や敷地内または田畑などだけで使用する場合でも、車両を所有することで軽自動車税の課税対象となりますのでご注意ください。現在、該当する車両を所有している人（法人）またはこれから購入する人（法人）は軽自動車税の申告をして、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

なお、大型特殊自動車を所有している人（法人）は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので間違えずに申告しましょう。小型特殊自動車の分類については上記の表のとおりです。

この表の規格を超えるものについては大型特殊自動車の扱いとなり、固定資産税（償却資産）の申告が必要となります。※軽自動車税の対象にはなりません。

〈申告場所〉

税務課、各地域事務所住民福祉係
窓口に来られる方は、運転免許証
などの本人確認できるものを必ず
提示してください。

〈登録手続きに必要なもの〉

◆販売店などからの購入による 新規登録

- ・販売証明書（販売業者の押印済み）
- （車名、車台番号、最高速度、大きさ
等が記載されているもの）
- ・所有者および使用者の住所、氏名、
連絡先、印鑑

◆名義変更（譲渡）による 新規登録

- ①旧所有者が廃車済みの場合
- ・譲渡証明書（旧所有者の押印済み）
- （車名、車台番号、最高速度、大きさ
などが記載されているもの）
- ・所有者および使用者の住所、氏名、
連絡先、印鑑
- ②旧所有者がまだ廃車していない場合

- ・標識、標識交付証明書、旧所有者の
印鑑
- ①で必要なもの（廃車手続きの後、
引き続き①の手続きをしていただき
ます）

◆未申告者（標識交付を受けて いない方）の所有している車 両の登録

- ・車両情報（車名、車台番号、最高速
度、大きさなど）が分かる書類
- ・所有者および使用者の住所、氏名、
連絡先、印鑑

○車両情報の書類がない場合

- ・車両の全体写真、車両情報が分かる
部分の写真（プリントしたもの）
- ・車台番号の石刷り（車体に刻印され
た製造番号に紙をあて鉛筆で写し
採ったもの）

※車台番号が写真で確認できれば石刷
りは必要ありません。

◆従来の標識から新標識への 交換（無料）

- ・旧標識、標識交付証明書、所有者の
印鑑

※はもみんナンバープレート（新標

識）への交換を希望される方は、必
ず旧標識を持参してください。破
損・紛失により持参できない場合は、
弁償金として200円が必要です。

〈お知らせ〉

- ・標識の交付・交換は無料です。
- ・新規登録の際、希望者には従来の
標識も交付できます。

これまでのはもみんナンバープレートの種類 （平成23年7月導入）

排気量	種 別
50cc以下 （白色ナンバー）	
90cc以下 （黄色ナンバー）	
125cc以下 （桃色ナンバー）	

※「42」、「110」、「119」および下1桁が「4」の番号は除外します。

